

令和4年8月大雨災害に関する支援等を求める意見書（案）

本県では、8月4日から5日にかけて、嶺北地方を中心に線状降水帯が発生し、1時間当たり80mm～110mmの激しい雨に見舞われ、鉄道、道路、河川等の公共施設、農地および農業施設、農作物、住家などに極めて甚大な被害が発生した。

また、北陸自動車道、国道8号、JR北陸本線が土砂崩れや浸水により寸断され、本県の嶺南・嶺北の間のみならず、北陸と関西・中京の間の人流・物流が遮断され、産業や生活に深刻な影響を及ぼしている。

本県としては、特に被害が大きい南越前町に災害救助法を適用するなど、被災者の救済や一日も早い災害復旧に向け、関係機関とともに全力を挙げているところである。

よって、国においては、被災地の状況を踏まえ、一日も早い災害復旧を図るとともに、被害の再発防止や国土強靱化の観点も含め、次の措置を講じられるよう強く要望する。

記

- 1 被災者の生活再建に向けた支援を行うこと。
- 2 災害対策に伴う財政需要について、特別交付税などの特段の財政措置を行うこと。
- 3 災害復旧事業等の財源を確保すること。
- 4 農地、山林、農林漁業用施設等の災害復旧に対する支援を行うこと。
- 5 被災した中小企業者、農林漁業者等への支援を行うこと。
- 6 災害廃棄物の処理等に関する支援を行うこと。
- 7 今回の災害を速やかに激甚災害に指定すること。
- 8 災害に強い北陸新幹線について、一日も早い全線開業を実現すること。
- 9 災害時に代替機能を発揮する中部縦貫自動車道について、一日も早い全線開通を実現すること。
- 10 防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策について、更に強力に国土強靱化の取組を推進するため、必要な予算・財源を確保するとともに、5か年加速化対策後も、予算・財源を別枠で確保して、継続的に取り組むこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年9月5日

福井県議会